

## 令和6年度 子育てのための施設等利用給付認定申請の案内【大阪市】

令和6年4月から、幼稚園、認定こども園に就園を予定している1号認定こどもで、両親が共働き等の事由で保育の必要性のある場合は、預かり保育の利用料を無償化する「子育てのための施設等利用給付」の受給制度が利用できます。子育てのための施設等利用給付の受給を希望される場合は、給付認定が必要となりますので、この案内をよくお読みのうえ、就園を予定、もしくは在園している幼稚園、認定こども園等へ認定の申請をしてください。

### 1 対象者・給付内容（新2号認定）

新制度幼稚園、認定こども園に就園を予定、もしくは在園している3歳・4歳・5歳の1号認定こどもで、保育の必要性（こどもが家庭で保育を受けることができないとする事由）があり、預かり保育利用料の無償化を希望する保護者は新2号認定の手続きが必要となります。

【教育時間以外の預かり保育利用料について、1日あたり450円（1か月あたり11,300円）を上限に無償】

※案内の3ページの3（4）をお読みください。

### 対象者・給付内容（新3号認定）

幼稚園、認定こども園に就園を予定、もしくは在園している満3歳児（令和3年4月2日以降生まれで、3歳の誕生日を迎えたこども）の1号認定こどもで、保育の必要性（こどもが家庭で保育を受けることができないとする事由）があり、預かり保育利用料の無償化を希望する保護者は新3号認定の手続きが必要となります。

なお、新3号認定を受けられるこどもは、市町村民税非課税世帯※である場合に限られます。

【教育時間以外の預かり保育利用料について、1日あたり450円（1か月あたり16,300円）を上限に無償】

※案内の3ページの3（4）をお読みください。

※市町村民税非課税世帯とは、こどもと同一世帯の父母の市町村民税がいずれも非課税（市町村民税が全額免除となった場合、未婚のひとり親を寡婦・寡夫とみなした場合に非課税となる場合を含む。）である場合をいいます。

令和5年1月1日現在海外に居住していた場合は、市町村民税相当額の算定のため、その方の給与明細（令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入）の提出が必要となります。

注1）上記に該当する場合であっても、父母の年収の合計が103万円未満で、同一世帯に、市町村民税が課税され年収300万円を超える祖父母等がいる場合は、市町村民税非課税世帯には該当しないものとします。

注2）保護者が里親である場合及び保護者が生活保護法第6条に規定する被保護者である場合、市町村民税の課税状況にかかわらず、市町村民税非課税世帯として取り扱います。

## 2 無償化の対象に含まれる事業

幼稚園・認定こども園の預かり保育の開所時間・開所日数が少ない場合、次の施設の利用料も無償化の対象になります。(幼稚園・認定こども園等の預かり保育利用料を含め新2号：月額11,300円、新3号：月額16,300円が上限) 該当の有無につきましては、就園を予定、もしくは在園している幼稚園・認定こども園にご確認ください。

### **認可外保育施設**

小学校就学前のこどもを保育する目的の施設で、認可を受けていない施設です。

### **一時預かり事業（幼稚園型以外）**

保護者の労働や疾病等のため、小学校就学前のこどもを家庭で保育ができないときに、一時的にそのこどもを預かる施設です。

(一時預かりの利用は、冠婚葬祭やリフレッシュ等の場合でも可能ですが、「3(4)保育の必要性」に該当しない場合は、この給付の対象にはなりません。)

### **病児・病後児保育事業**

小学校就学前のこどもが、病気又は病気の回復期で保育所等に通うことができず、かつ、保護者の労働等で家庭での保育もできない場合に、そのこどもを預かる施設です。

### **ファミリー・サポート・センター事業**

「こどもを預かってほしい方」と「こどもを預かることができる方」がそれぞれ依頼会員、提供会員となり、お互いに信頼関係を築きながらこどもを預けたり、預かったりする地域で主体的に行う子育て援助活動です。

※ 上記事業のうち給付対象となるのは、当該事業について所要の手続がなされ、子ども・子育て支援法の規定に基づき市町村の確認を受けたものに限ります。

## 3 申請の受付期間及び申請手続きについて

### (1) 申請の受付期間

子育てのための施設等利用給付を受給するためには、**事前に**認定を受ける必要があります。

在籍園を通じて大阪市へ認定の申請をしてください。申請書類は、次の受付期間内に必ず提出してください。

やむを得ない事由により受付期間内に大阪市へ提出することが困難な場合は、その理由がわかる書類を申請書と一緒に提出してください。

#### 《令和6年4月1日から希望する場合》

受付期間：令和5年10月2日（月）～ 令和5年11月30日（木）

認定通知：令和6年3月下旬発送予定

#### 《令和6年4月2日以降から希望する場合》

受付期間：利用開始希望月の前月の5日（閉庁日の場合は翌閉庁日）まで

※認定は、原則過去に遡って行うことができません。申請をお急ぎの方はご注意ください。

### (2) 認定の有効期間

認定には有効期間が定められています。認定の有効期間の終了日を過ぎますと、施設等利用給付を受けるこ

とができなくなります。認定の有効期間の終了日以降も引き続き受給を希望する場合は、指定の期日までに認定の有効期間を更新する手続きが必要になります。

### (3) 申請に必要な書類

次の書類を提出してください。申請する子ども1人につき、各1部が必要となります。  
書類の不足や内容に不備がないか、提出前によくご確認ください。

- 1 子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）申請書兼認定区分変更申請書
- 2 調査票・確認票（上記1 申請書の裏面）
- 3 保育が必要な理由を証明する書類 ⇒ 4ページの3（6）を参照
- 4 個人番号記載用紙
- 5 個人番号の確認にあたっての本人確認書類 ⇒ 6ページの4（3）を参照

※令和5年1月1日現在（令和6年9月以降に入園される方は、令和6年1月1日現在）大阪市外に在住していた場合、個人番号を活用し、課税情報を取得します。なお、課税情報を取得できない場合は、「最高階層区分」での判定となります。以前居住していた市町村の課税証明書を提出していただくことで、再判定することは可能です。

※同じ幼稚園にきょうだいで就園を予定されている場合も、就労証明書等は子ども1人につき、各1部ずつ原本を提出してください。

※上記4・5は、別途専用封筒に入れて園へ提出してください。

### (4) 保育の必要性（子どもが家庭で保育を受けることができないとする事由）

保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれもが次のいずれかの事由に該当し、家庭において子どもを保育することが困難な場合です。※育休中は対象外です。

- 1 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合
- 2 妊娠中であるか又は出産後間がない場合
- 3 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいをもっている場合
- 4 親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護している場合
- 5 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- 6 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている場合
- 7 就学している場合
- 8 その他、保育が必要な状態にあると大阪市長が認める場合

### (5) 認定の有効期間

保育が必要な理由	認定の有効期間（保育施設等の利用可能期間）
就労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学まで
妊娠・出産	出産日から起算して8週間を経過した日の月末まで （子どもの小学校就学までの方が短い場合その期間） （原則として出産予定日の8週間前からとなります） ただし、 <u>多胎妊娠の場合は、14週間前</u> からとなります

求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間)
就学	保護者の卒業予定日の月末まで (こどもの小学校就学までの方が短い場合その期間)
その他	大阪市長が必要と認める期間

## (6) 保育が必要な理由を証明する書類(保護者全員分)

保育が必要な理由により、提出書類が異なります。

この他にも、必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。

※保護者が2人いる場合、それぞれの保育事由に応じた書類が1種類ずつ必要になります。

保育が必要な理由		書類の名前	添付書類及び注意事項
就労 (内定を含む)	雇用されている方 (会社員・公務員・パート・派遣社員等)	就労証明書 (証明様式①)	【シフト等不規則な勤務の場合】 シフト表等、勤務状況が確認できる書類の提出を求める場合があります。 【派遣社員の場合】 派遣社員(派遣元)の証明が必要です。
	自営業の方 (自営専従者を含む)	就労証明書 (証明様式①)	開所届出書又は営業許可書の写し (どちらも提出できない場合は確定申告書等、事業による収入を確認できるもの(写)) 【自営専従者の場合】 青色事業専従者給与に関する届出書 【自営業開始予定の場合】 店舗予定地の賃貸契約書(写)や開業にかかる経費の支出明細等、自営業を開始することが確認できるもの
妊娠・出産(産前産後8週)			母子健康手帳の父母氏名・出産予定日が確認できるページ(写)
疾病		疾病・障がい状況申告書 (証明様式②)	申請書の所定の欄に医師の証明が必要です。(診断書料は保護者負担)
障がい			身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の等級が確認できるページ(写)
介護・看護	介護・看護の対象となる方		【介護の場合】 障がい者手帳や介護保険被保険者証(写) 【通学等付き添いの場合】 在学・通所証明書等、利用状況が確認できるもの
	介護・看護を行う方	介護・看護申告書(証明様式②)	
災害復旧			罹災証明
就学		就労等証明書・求職活動状況申告書(証明様式③A欄)	対象となるのは、学校教育法第1号に規定する学校、同法124条に規定する専修学校及び同法134条第1項に規定する各種学校並びに職業訓練校等です。
求職活動		就労等証明書・求職活動状況申告書(証明様式③B欄)	雇用保険受給資格者(写)や紹介状の写し等、求職活動の状況が確認できるもの。

## 申込みの前に必ずお読みください

- **現在認可外保育施設を利用されている方**  
幼稚園に入園する時点で認可外保育施設における施設等利用給付認定は取り消す必要があります。  
認可外保育施設利用分が無償化の対象となる幼稚園等において、休日等に認可外保育施設を継続して利用し、無償化を受ける場合は、新2号認定を受ける必要があります。  
なお、無償化の可否については就園を予定している園にご確認ください。
- **求職活動中（起業の準備中を含む）の方**  
認定の有効期間は、有効期間の開始日から90日を経過する日の月末までです。有効期間中の指定の期日までに就労できず、他の保育が必要な事由も認められない場合は、認定が失効します。
- **出産により申し込む方**  
認定の有効期間は産前8週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から産後8週間を経過した日の月末までです。期間満了後に保育が必要な事由がなければ、預かり保育事業の無償化対象ではなくなります。  
**※育児休業は保育が必要な事由とはなりません。**

## 4 個人番号（マイナンバー）記載用紙の提出に関して

子育てのための施設等利用給付の認定申請（認定変更申請を含みます。）を行うにあたっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の3の規定により、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出いただく際には、法令上、本人確認が必要となります。

### （1）個人番号記載用紙の記載方法

個人番号記載用紙に、認定申請を行う保護者（こどもの父母）、こども、その他世帯員の氏名及び個人番号（マイナンバー）を記載してください。

※記載用紙にはこどもと同一世帯の方全員の個人番号（マイナンバー）を必ず記載してください。

### （2）本人確認のための必要書類

個人番号（マイナンバー）の提出にあたっては、本人確認が必要となります。（申請保護者のみ）

ア 本人確認用の証明書類の提出が必要です。

必要となる書類については、「(3) 本人確認に必要な書類」をご確認ください。

イ 幼稚園・認定こども園等へ提出する際は、個人番号記載用紙と本人確認用の証明書類の写しを併せて提出してください。

### （3）本人確認に必要な書類

番号確認 (正しい番号であることの確認)	身分確認 (番号の正しい持ち主であることの確認)
「個人番号カード」(1枚で両方の確認ができます) ※両面コピーが必要です。	

<p>「通知カード」 「個人番号の記載された住民票の写し」など</p>	<p>官公署から発行された写真付きの証明書 「運転免許証」「運転経歴証明書」「パスポート」 「身体障がい者手帳」「身体障がい者保健福祉手帳」 「療育手帳」「在留カード又は特別永住者証明証」など ただし、上記書類をお持ちでない場合は、「健康保険の被保険者証」「年金手帳」「健康保険等資格喪失証明書」 「児童扶養手当証書」など2点以上で確認します。</p>
---	--

※申請書に記載の保護者（申請者）について、「個人番号カード」をお持ちでない場合、当該保護者の番号確認ができる書類と身元確認ができる書類のそれぞれを提出してください。

（例えば「通知カードの写し」と「運転免許証」など。上の表をご参照ください。）が必要となります。

※保護者（申請者）以外の方については、上の表にある確認書類は不要です。

※「健康保険被保険者証」「健康保険等資格喪失証明書」等の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等（組合員・加入者含む）記号・番号が見えないようにマスキング処理を施したうえでご提出ください。

※上記「個人番号の記載された住民票の写し」を除いた本人確認書類等はすべて写しを提出してください。

## 5 認定を受けてから

認定後に退園、世帯状況の変更、就労先の変更、保育を必要とする理由の変更等があった場合は、在籍園に申し出てください。原則として「異動届兼認定変更申請書」の提出が必要になります。

- ・ こども・保護者の氏名、住所変更、認定保護者の変更
- ・ 市外転出
- ・ 退園
- ・ 世帯員の増減
- ・ 教育・保育給付認定第2号への変更
- ・ 保護者の就職（転職を含む）や離職、育児休業の取得等

保育の必要性の事由に該当しなくなった場合には、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。認定を取り消されると、預かり保育事業の無償化給付を受けられなくなります。

また、認定の有効期間の満了後も引き続き無償化の対象となることを希望する場合は、再度認定の申請をしていただく必要があります。

## 6 大阪市外にある幼稚園等の利用について

大阪市民の方が大阪市外に所在する幼稚園、認定こども園での受給を希望する場合についても、就園を予定、もしくは在籍している幼稚園・認定こども園等を通じて認定申請をしてください。

## 7 大阪市外に転出後も現在の幼稚園等に継続して在園を希望する場合

大阪市内の幼稚園、認定こども園に在籍する大阪市民が大阪市外に転出する場合は、保育の必要性の認定を転出先の市町村で新たに申請する必要があります。転出する場合は速やかに在籍園へ申し出てください。

## 8 問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（幼保利用グループ）

TEL： 06-6208-8085

